

第4章 法律

商標

ドメイン名不正取得の差止・損害賠償請求可能に
ネットでの商標保護を目的として商標法も改正

「改正不正競争防止法」の概要

2001年に不正競争防止法が改正され、ドメイン名の不正取得などに対する差止・損害賠償請求が可能となった。「ドメイン名」（第2条第7項）に関連した不正競争行為の該当性の判断基準は、行為者の主観面と客観面の双方から検証する。客観面では他人の「特定商品等表示」（既存の「商品等表示」から「商品の容器若しくは包装」の例示を除いたもの）と同一または類似するドメイン名の使用権を「取得」「保有」し、あるいはそのドメイン名を「使用」する行為かどうか、他方、主観面としては前記の「取得」「保有」「使用」の各行為が「不正の利益を得る目的」あるいは「他人に損害を加える目的」に基づくものかどうかを問題とする。ここで、当該他人の特定商品等表示が需要者の間で広く認識されていること（有名であること）は要件とされていない。よって、この不正競争行為類型に、商品等表示に化体した「信用の保護」や「混同防止」という視点は重要でなく、より端的に、不正目的によるドメイン名の取得・保有・使用が公正な競争行為を妨げると考えれば足りる。もちろん、「不正目的」を判断するための材料として、特定商品等表示に蓄積している信用の程度が勘案されることにはなるが、この規定ぶりによる限り周知でない特定商品等表示も保護され得るし、逆に、周知な特定商品等表示であっても、行為者に不正目的がなく、かつ混同を生じるおそれ（第2条第1項第1号）がなければ不正競争とならない（特定商品等表示が著名なら、同第2号の類型に該当する）。なお、「不正目的があるかどうか」は、不正競争行為者が開設するホームページの構成や提供される情報の種別・品格等によっても判断されることとなる。

「商標法」の改正

一方、商標法でも、ネットワークビジネスで使用される商標の信用保護強化を目的とし、商標の「使用」概念に変更が加えられた。

1) 第2条第3項を改正する理由

商標法は第2条第3項で商標の使用行為を限定的に列挙しており、これらに該当するかどうかは商標権侵害の成否や登録の維持・取消を左右するが、現行法で定義された「使用」は「有体物に商標を付す」場面しか念頭に置いていないため、パソコンや携帯電話の画面上に商標を表示させることが「使用」なのかどうか明確でない。画面上の文字や画像は、当該有体物に固有のものではなく、「物」に「標章を付す」といえるかどうか疑問だからである。

2) 改正後の第2条第3項第2号

まず「電気通信回線を通じて商品を提供する」行為も「使用」とすることにした。ここでいう「商品」は、インターネットその他の電気通信回線を通じて流通させ得るもの、すなわちコンピュータプログラムやデジタルコンテンツに限られる。ところが、前記のような商品提供態様の多くは、「商品を譲渡し」の中で読み込むこともできたはずである（無体物も「商品」として扱えば足る）。実際、特許法では「プログラム等の譲渡」に「電気通信回線を通じた提供」を含めた形で定義し直している。

3) 第2条第3項第7号（新設）

次に、役務商標の使用に関して、「電磁的方法（人の知覚によって認識することができない方法）により行う」「映像面を介した役務の提供に当たり」「その映像面に標章を表示して役務を提供する行為」を使用行為とした。

新第7号がなければディスプレイ上に登

場するさまざまな標章を的確に「使用」と位置づけることは困難である。よって、（仮に第2号が改正されなくても）回線媒介型の無体商品提供行為は「商品の譲渡」と解しさえすれば足りるのと異なり、第7号が新設されることの意義は大きい。

4) 改正後第2条第3項第8号

最後に「商品若しくは役務に関する広告・価格表・取引書類を内容とする情報に標章を付して電磁的方法により提供する行為」が「広告的使用」の一類型に追加されている。従来の印刷媒体による広告（アナログ広告）に加え、デジタル化された広告物（および価格表・取引書類等）に、これまたデジタル化された標章を付して行う広告の拡布が使用行為となる。

今回の不正競争防止法・商標法の改正により、インターネットがらみの法的整備が進んだことは間違いない。ただ、改正商標法第2条第3項第7号の立法趣旨を徹底させるためにも、サービス提供とは関係なく、商品（たとえばプログラム）を利用可能な状態においたとき（起動した時）、映像面（ディスプレイ）に標章が表示される状態を第2号の「使用」に含めるべきではなかったか。パッケージや媒体そのものには何ら標章が付されていないプログラム（無許諾でDVDにコピーしたようなプログラム）を起動させると、ディスプレイに当該プログラムの商標が現れるような場合は、商品または商品の包装に「標章を付した」と評価し得ない限り商標権侵害として取り込むことができなくなってしまうからである。その意味で、役務商標（サービスマーク）に比べると商品商標の使用概念に関する改正は十分でないように感じられる。

（香原修也 弁理士）



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp